

空家等の有効活用等に関する相談業務について

鎌ケ谷市では、一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部鎌ケ谷地区（以下「宅建協会」という。）と連携し、市内の空家等の有効活用等に関する相談業務について協定を結びました。空家をお持ちの方で、今後どうしたらよいかお悩みの方はぜひ一度ご利用ください。

●主な業務内容

①相談員の現地派遣等

市に申し込まれた相談内容をもとに相談員を派遣します。現地の場合は簡易的な目視調査を行うことが可能です。

②情報提供の一例

- ・空家又は空地の状態から活用方法等の提案
- ・賃貸・売買・適正管理等の取引動向
- ・リフォーム・増改築・解体等による取引動向
- ・専門業種の紹介
- ・その他相談内容に関する事項

③相談員

鎌ケ谷市と協定を結んだ宅建協会の相談員が現地等に伺います。
なお、相談では営業行為を禁止しています。

④相談料金

無料です。相談回数は原則1物件に対して1回となります。
（詳細な調査等を希望する場合は、別途契約等が必要となります）
2回目以降はお問い合わせください。

●申込方法

- ・「空家等の有効活用等に関する相談申込兼情報提供同意書」にご記入の上、鎌ケ谷市建築住宅課住宅係へ直接持参
- ・郵送の場合
〒273-0195 千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1 建築住宅課住宅係宛
いずれかの方法で申し込んでください。

●申し込みに関する注意事項

- ・市内に空家を所有している方及びその親族が相談の対象となります。
- ・現地調査は簡易なものになります。
- ・現地調査の場合は空家の鍵を持参してください。
- ・申し込み状況により、相談までに日時を要する場合があります。
- ・ご相談の際は、下記の資料をご用意されるとより具体的な相談に応じられます。
建築確認済証、設計図、登記事項証明書（土地 建物）、工事請負契約書等。